

平成 26 年 8 月 29 日

無電柱化対策に関する調査
－災害に強い道路の確保を中心として－
<調査結果に基づく通知>

総務省京都行政評価事務所では、この度、災害に強い道路の確保や災害時の電力・通信の安定的供給の確保、良好な景観の確保等から無電柱化の推進が求められていることから、その実態を明らかにし、計画的な推進を図る等の観点により無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況及び個別事業の実施状況等を調査し、その結果に基づき、国土交通省近畿地方整備局に対して、必要な対応を取るよう通知しました。

併せて、調査した京都府、京都市、京田辺市に、所管行政に役立ててもらうため、調査結果を参考連絡しましたので、公表いたします。

なお、当該調査は、近畿管区行政評価局と同時に実施しており、近畿地方整備局に対する通知は、近畿管区行政評価局が併せて実施し、参考連絡はそれぞれが実施いたしました。

【照会先】

総務省京都行政評価事務所

評価監視官 雑賀（さいか）、塙（はなわ）

電 話：075-802-1140

F A X：075-802-1180

無電柱化対策に関する調査

- 災害に強い道路の確保を中心として -



※台風による道路の被災（電柱倒壊）状況（国土交通省HPより。）

調査の背景

- 戦後、電力及び通信需要の急増に伴い、数多くの電柱が林立
- こうした中、安全で円滑な通行空間の確保、良好な景観、道路防災性能の向上等の要請から、昭和61年度から無電柱化を推進
- 予算不足等により、無電柱化が進まない状況も
- 東日本大震災の発生、南海トラフ地震の被害想定など、防災対策上の要請が強まる



- 無電柱化対策におけるニーズの把握・反映状況等、地域における無電柱化の実態は不明
- 無電柱化を進める上で、様々な阻害要因があるとされている
- 無電柱化に特化した実態調査は初めて



無電柱化の実態を明らかにするとともに、個々の無電柱化事業を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主な調査対象

- 調査対象機関
総務省近畿総合通信局、経済産業省近畿経済産業局、国土交通省近畿地方整備局、同京都国道事務所 等
- 関連調査等対象機関
京都府、京都市、京田辺市、西日本電信電話株式会社（京都支店）、関係団体等

調査実施局所及び実施時期

京都行政評価事務所 平成26年4月～8月

主な調査事項

- 1 無電柱化の社会実態（ニーズの把握・反映状況）
- 2 無電柱化の推進体制の整備状況
- 3 個別の無電柱化事業の実施状況
- 4 電線共同溝の管理状況等

調査の結果

調査の結果に基づき、関係機関に対し改善を通知

- ① 電線共同溝整備効果の早期発現のための改善措置の実施
- ② 無電柱化事業の計画の公表の促進
- ③ 緊急輸送道路の計画的な無電柱化の推進

1 個別の無電柱化事業の効果の早期発現

結果通知 P9～P12

制度の概要等

○ 国が推進している無電柱化の事業

- ① 「電線類地中化計画」(第1期から第3期:昭和 61 年度～平成9年度)
- ② 「新電線類地中化計画」(第4期:平成 10 年度～15 年度)
- ③ 「無電柱化推進計画」(第5期:平成 16 年度～20 年度)
- ④ 「無電柱化に係るガイドライン」(第6期:平成 21 年度～25 年度)

○ 道路管理者、電線管理者及び地方公共団体等の関係者で構成する「近畿地区無電柱化協議会」(以下「近畿協議会」という。)、 「京都府無電柱化協議会」(以下「京都協議会」という。)で各地区の無電柱化事業の全体像を示す計画等を策定

◎ 京都府内で実施された5事業(京都国道事務所実施2事業、京都府実施1事業、京都市実施1事業、京田辺市実施1事業)等を調査

改善通知

近畿地方整備局は、無電柱化の事業における電線共同溝整備事業の効果が早期に発現されるよう、次の措置を実施

- ① 電線管理者及び交通管理者との抜柱に向けた調整の強化
- ② 沿道住民との合意形成のための、電線管理者への働きかけや電線管理者との協力

調査結果の概要

○ 無電柱化事業の進捗阻害要因は多岐に渡り、事業遂行の難しさあり

- ・ 調査対象とした5事業のうち3事業で、電線共同溝整備計画の当初計画よりも整備完了時期が延長〔理由等〕地中埋設物の存在により配管ルートを見直したこと、信号機の位置調整など交通管理者との調整に時間を要していたこと等
- ・ 一方、①土地区画整理事業の一部として行われた事業で、計画計上と並行しての地権者等への説明の実施、「民地内における引込管の設置場所の確認」を市担当者と電線管理者との共同実施、②地上機器の設置を不要とするソフト地中化方式を採用、などでほぼ計画どおりに電線共同溝の整備が完了している例あり。

○ 調査対象5事業のうち京都国道事務所の2事業で、長期にわたり電柱及び架空線が残存している状況あり

- ① 信号関係設備への電力供給・通信に供するため残存しているもの(国道9号)
 - ② 一部私有地内における引込設備の未整備などから、電線類を電線共同溝内に入溝できず、残存しているもの(国道24号)
- ※ 原因は、i)道路管理者と電線管理者・交通管理者との抜柱に向けた調整が予定通りに進んでいないこと、ii)地域住民とのつながりが密接でないこともあり、十分な理解が得られなかったこと等

2 無電柱化事業の的確かつ効果的な実施

(1) 電線共同溝整備後等における無電柱化の計画的かつ速やかな実施

結果通知 P3~P6

改善通知

近畿地方整備局は、無電柱化をより一層効果的に進める観点から、次の措置を実施

- ① 無電柱化事業の計画を管内の国道事務所ごとに公表に努め、近畿協議会・京都協議会の構成員に対して、計画の公表について検討するよう助言・支援
- ② 近畿地区、京都地区の無電柱化事業の全体像が分かるよう、無電柱化推進計画概要の公表について、関係者に働きかけ

調査結果の概要

【各道路管理者における計画の公表】

- 各道路管理者による無電柱化事業の計画は、円滑な事業実施及び外部からの事業の評価・検証を可能とするために、一般に周知することが必要
- 調査対象とした4道路管理者（近畿地方整備局京都国道事務所、京都府、京都市及び京田辺市）における無電柱化の事業計画に係る公表状況は区々
 - ・ 京都市では、第6期(平成21年度～25年度)に事業着手を目指している計画箇所すべてをHPで公表。
 - ・ 一方、京都国道事務所では、着手している事業の状況は公表しているが、計画箇所は公表していない。
 - ・ 大阪においても計画の実施予定箇所等を公表しているものはない。

【協議会における計画の公表】

- 近畿協議会、京都協議会では、それぞれ5年に1回、無電柱化推進計画を策定（承認）しているが、いずれも同計画を公表していない。
〔理由等〕 i)同計画は、外部に公表するものとして策定されていないこと、ii)計画段階では予算の確保や地元調整ができていない箇所もあり、公表することにより、無用の混乱を招くおそれがあることから、公表は各道路管理者が判断することとしている、など。
- 協議会で承認された無電柱化推進計画概要の公表は、協議会運営の透明化や、関係住民の無電柱化に対する認識や取組を促進することにもつながり、事業を円滑に進める上で有効と考えられる。

(2) 大規模災害に備えた緊急輸送道路の無電柱化の推進

結果通知 P6~P7

改善通知

近畿地方整備局は、大規模災害発生時における応急対策の確保の観点から、無電柱化事業の計画策定及び実施に当たり、緊急交通路・緊急輸送道路を重点的、優先的に行う箇所として、電線管理者等の協力のもと合意を図り、協議会等の構成員がこれに沿って計画的に無電柱化を図ることについて協議する必要あり

調査結果の概要

京都市内では、緊急輸送道路における無電柱化が急務

- 国土交通省の平成24年度におけるデータを基に、緊急輸送道路に係る無電柱化の状況を比較したところ、
 - ・ 近畿地方整備局管内の無電柱化は、全体の14%と他の地方整備局等管内(7%から12%)より進んでいる状況
 - ・ しかし、都市部と地方部の地域特性の違いはあるが、京都市内は全体の7%(153km)と近畿管内の他府県(大阪府内は全体の25%(473km))と比べ、整備が急がれている。
- 緊急輸送道路は、災害時における救命救急活動や物資の輸送を支える基盤であり、国民の安全・安心を守る観点からも優先的に無電柱化を図り、信頼性・確実性を確保することが必要と考えられる。
- なお、大阪においても、緊急交通路の無電柱化を更に進める必要あり。